

居宅介護支援事業所 御中
介護予防支援事業所

旭川市長 今津寛介
(福祉保険部長寿社会課担当)
(福祉保険部指導監査課担当)
(福祉保険部介護保険課担当)

高齢者向け住まいによる感染対策等を理由にした不当なケアマネジメント業務の
制限について

日頃から、本市の介護保険事業に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記の件について、これまでも、入居者にとって必要な介護サービス等の利用を有料老人ホーム等の高齢者向け住まいが不当に制限することがないように注意喚起を行ってきているところですが、介護支援専門員が行うケアマネジメント業務及び入居者の介護サービスの利用並びに利用者にとって必要な外出を高齢者向け住まいが不当に制限する事案が散見されています。

そのような現状を踏まえ、この度、同通知により、介護支援専門員のケアマネジメント業務及び支援計画の実行に不当な制限をすることがないように、高齢者向け住まいに注意喚起を行いました。

つきましては、引き続き対面による利用者の状況の確認や利用者にとって必要な介護サービス及び本人の活動が一体的に実行されるケアマネジメントを実施いただき、その上で高齢者向け住まいから当該ケアマネジメントの実施に制限を受ける事案があった場合は、改善を促す指導等を行いますので、指導監査課まで御報告願います。

高齢者向け住まいに入居する全ての利用者に対して適切な支援が提供される体制の整備に、御理解と御協力をよろしく願いいたします。

1 報告先

旭川市福祉保険部指導監査課介護担当 25-9849

2 備考

高齢者向け住まいの対応や高齢者向け住まいに入居する利用者に対するケアマネジメントに関する疑問点等がございましたら、旭川市福祉保険部長寿社会課又は担当圏域の地域包括支援センターまで御連絡ください。

(連絡先)

旭川市福祉保険部長寿社会課地域支援係
担当 草野

電話 25-5273